

# がん対策募金活用事業実施要綱

(がん対策募金を活用した事業の実施)

第1条 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根は、県内におけるがん対策の推進に資するため、がん対策募金（以下「募金」という。）を活用し、次に掲げる事業（以下「がん対策募金活用事業」という。）を実施する。

- (1) がん患者療養環境整備事業
- (2) がん対策普及・啓発事業
- (3) がん患者等支援事業

2 がん対策募金活用事業は、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根の理事長（以下「理事長」という。）が前項各号に掲げる事業ごとに定める要件に該当する者に、募金を配分することにより実施する。

3 がん対策募金活用事業の実施に当たっては、国、県等の補助制度を優先させるものとする。

(配分の申請)

第2条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業に関し募金の配分を受けようとする者は、がん対策募金活用事業配分金申請書（様式第1号）を、島根県健康福祉部健康推進課（以下「健康推進課」という。）を経由して理事長に提出するものとする。

(配分の決定)

第3条 理事長は、前条の規定による配分の申請があったときは、その内容を審査し、募金を配分すべきものと認めたときは、配分の決定を行い、がん対策募金活用事業配分金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 配分の決定に当たっては、がん対策募金審査委員会の意見を聞くものとする。

(変更の申請手続)

第4条 前条第1項の規定による配分の決定を受けた者が、その決定後の事情変更により申請の内容を変更して完了予定の延長、追加の配分申請等を行う場合には、第2条に定める申請手続により行うものとする。

(配分の条件)

第5条 理事長は、第3条第1項の規定による配分の決定に、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 配分の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の内容を変更する場合には、理事長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。

(配分決定した募金の概算払)

第6条 理事長は、事業目的を達成するために必要があると認めるときは、対象事業を行う者（以下「対象事業者」という。）に対し、配分を決定した募金の額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 対象事業者は、前項の概算払を請求しようとするときは、がん対策募金活用事業配分金概算払請求書（様式第3号）を、健康推進課を経由して理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 対象事業者は、当該対象事業を完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日までに、がん対策募金活用事業実績報告書（様式第4号）を、健康推進課を経由して理事長に提出しなければならない。

（配分すべき募金の額の確定）

第8条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る対象事業の成果が配分の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、配分すべき募金の額の確定を行い、がん対策募金活用事業配分金確定通知書（様式第5号）により当該対象事業者に通知するものとする。

2 対象事業者は、前項の通知を受けたときは、がん対策募金活用事業配分金精算払請求書（様式第6号）を、健康推進課を経由して理事長に提出しなければならない。

（配分された募金の返還）

第9条 理事長は、前条の規定により対象事業者に配分すべき募金の額を確定した場合において、既にその額を超えて募金を配分しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（情報公開）

第10条 理事長は、毎年度、募金の決算及び配分の状況について、適切な方法により、県民に周知しなければならない。

2 島根県健康福祉部健康推進課長は、理事長の行う情報公開に協力するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、がん対策募金活用事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。